

事業概略書

災害福祉支援ネットワーク、DWA Tの実態把握、活動分析及び
運営の標準化に関する調査研究事業

株式会社 富士通総研

(報告書 A 4 版 本編100頁・データ版204頁)

事業目的

災害時に、避難所での災害時要配慮者に対する福祉的支援を行う「災害派遣福祉チーム」、災害派遣福祉チームの派遣元である「災害福祉支援ネットワーク」については、「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月30日 厚生労働省社会・援護局長通知、以下「ガイドライン」という。）及び「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」（平成24年度創設）に基づき、各都道府県で整備が進んできている。全国的に災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チームが整備されてきた状況から、厚生労働省は令和4年度より「災害福祉支援ネットワーク中央センター事業」（以下「中央センター」という。）を社会福祉法人全国社会福祉協議会に委託し、各都道府県の災害福祉支援体制の強化や都道府県間の連携体制の構築を図っている。また、全国で災害時の福祉支援体制の構築が進んでいる状況も踏まえ、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和4年7月22日社援発0722第1号厚生労働省社会・援護局長通知）が発出され、各都道府県において保健医療福祉調整本部の設置と大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備が進んでいる。

災害派遣福祉チームの活動については、平成30年度のガイドライン、「災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業」（㈱富士通総研 令和元年度厚生労働省社会福祉推進事業）による調査研究及び災害派遣福祉チーム員養成研修の開発、その研修を用いた「災害福祉支援ネットワーク構築・運営リーダー養成研修」（全国社会福祉協議会 令和元年度厚生労働省保健福祉調査受託事業）を通じて、災害福祉支援ネットワークの体制や実施事項、災害派遣福祉チームが取り組むべき活動、育成すべき人材像の検討や育成が進み、災害派遣福祉チームの活動は一定程度標準化されてきた。

既に都道府県の災害時の福祉支援体制として、災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チームの整備は全国で進んできており、災害時の保健・医療のチームとの連携した活動が求められている。その実現のため、都道府県には保健医療福祉調整本部の設置が求められているが、そこに既に構築されてきている災害福祉支援ネットワークをどのように結びつけるかは都道府県それぞれの実情によって異なる状況が生じている。また、災害福祉支援ネットワークの運営を支える事務局の動きも整理しておく必要がある。本調査研究では、現在の都道府県の災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チームの状況を把握したうえで、都道府県における保健・医療との連携を可能とするための体制・環境について検討を行うことで、都道府県における災害時の福祉支

援体制である災害福祉支援ネットワークの強化、保健医療福祉による活動体制の構築の推進、大規模災害に備えた広域間の災害福祉広域支援ネットワークの強化に寄与することを旨とした。

事業概要

本事業の構成は次のとおりである。

- (1) 都道府県に対する実態調査の実施（アンケート）
- (2) 都道府県の事例調査
- (3) 意見交換会の実施

※ 全国への展開、構築支援については、社会福祉法人全国社会福祉協議会が受託した「災害福祉支援ネットワーク中央センター事業」事務局との連携、検討会の内容とも整合を図り、全都道府県の担当者及び事務局が出席したブロック（圏域）会議、災害派遣福祉チームリーダー養成研修への協力も行った。

事業結果

今回実施した詳細調査は、全都道府県が災害時の福祉支援体制の構築に取り組み「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和4年7月22日社援発0722第1号厚生労働省社会・援護局長通知）の発出以降初となる調査であり、全都道府県の体制と実態が把握できた。また、先駆けて災害福祉支援ネットワークの構築と推進が進む岩手県、京都府、熊本県と「災害福祉支援ネットワーク中央センター事業」で中央センター設置を受託している全国社会福祉協議会等が参加した意見交換会においても、新型コロナ禍においても災害時の保健・医療・福祉についての検討や人材育成が進んでいる状況が確認された。また、本調査研究は「災害福祉支援ネットワーク中央センター事業」の検討とも整合を図り、全都道府県が出席したブロック（圏域）会議への協力、災害派遣福祉チームリーダー養成研修への協力も行った。

東日本大震災を契機に議論が高まった災害時の福祉支援体制については、「既に構築している」、「現在構築中である」と構築に取り組んでいると回答した団体は初めて全都道府県となり（令和2年度調査は46団体）、災害派遣福祉チームの育成を開始しているところも44団体となった。災害への関心も総じて高く、現在の全国のチーム員の登録者数も7,901人である（個人が特定できる登録者の計・令和2年度調査では5,914人）。当初、高齢者・障害・子ども等、平時における支援対象が違う福祉専門職が連携して活動することについての難しさへの指摘も多く見られたが、被災地派遣に際しては地域支援の観点から対象とする世代・分野を横断したチームが必要であることへの理解、地域共生社会の深耕とあわせて、災害派遣福祉チームも種別・職能が異なる者

たちによる構成、災害福祉支援ネットワークも高齢者・障害者・子どもと対象とする団体が参加するようになり、災害福祉支援ネットワークが災害時にも地域共生社会を維持する仕組みとして構築されてきていることがわかった。

一方で、災害時に保健医療福祉が連携して活動するために必要となる保健医療福祉調整本部の機能の確保については、通知が出たことによって検討は進んでいるものの、その設置は1/4に留まり、設置されている場合も発災時の対応の詳細はまだ定まっていない。都道府県によって保健・医療と福祉の課が同じ部局の場合も異なる部局の場合もあり、庁内の体制は都道府県それぞれである。しかし、そのことが防災と保健医療福祉、さらに保健・医療・福祉という分野を超えた検討の難しさに加えて障害になっている可能性がヒアリングでは確認されている。通知では保健医療福祉調整本部は、機能と体制の確保がなされることを優先し、調整本部の形態は都道府県によって異なることも可能となっているが、その都道府県の実情に合わせた自由度ある運用が実施しない体制を生み出しては意味がない。令和4年度より保健・医療の関係者に周知や理解促進に都道府県災害派遣福祉チームの担当者・関係者の働きかけだけでは限界もあると考えられ、そのための支援も重要である。令和4年度より国が開始した「災害福祉支援ネットワーク中央センター事業」（社会福祉法人全国社会福祉法人全国社会福祉協議会が受託し実施）では、都道府県の災害福祉支援ネットワーク構築支援のみならず、理解促進に向けた支援も期待したい。

事業実施機関

株式会社富士通総研

〒144-8588 東京都大田区新蒲田1-17-25 富士通ソリューションスクエア
03 (6242) 6752